

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前条註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とパラオ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画を実施するために必要な両政 府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	2020.3.12 コロール で (同日)	日本側 柄澤彰在パラオ 大使 パラオ側 フアウスナイナ ・K・ルウール・ヤルダ 国務大臣	2020.3.27 92号
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とパラオ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2020.6.15 コロール で (同日)	日本側 柄澤彰在パラオ 大使 パラオ側 フアウスナイナ ・K・ルウール・ヤルダ 国務大臣	2020.7.2 262号
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とパラオ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.6.15 コロール で (同日)	日本側 柄澤彰在パラオ 大使 パラオ側 フアウスナイナ ・K・ルウール・ヤルダ 国務大臣	2020.7.2 263号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。